

東区支援センターだより

第2号(平成25年度)

〒461-0003 名古屋市東区筒井 3-4-7

東区障害者地域生活支援センター

TEL (052) 932-7584

FAX (052) 932-7585

平成 25 年 9 月 16 日 発行



今年の心地良い秋風は、真夏の猛暑からすると、特に心地よく感じるのは、私だけではないのかなと思います。皆さん、いかがお過ごしでしょうか？

秋、お祭りですね。名古屋まつりは、10月19・20日開催で、今年で59回目になるそうです。東区では、「なごやかまつり・ひがし」が10月20日に建中寺で行われます。ご予約をされている方、楽しみですね。

【全国から】(愛護ニュース: 462号より)

平成 25 年 6 月 19 日、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律案（障害者差別解消法案）」が成立しました。

同法は、障害者に対する「差別的取り扱いの禁止」や「合理的配慮」を国・地方公共団体や民間事業者に求める内容となっております。このうち、「差別的取り扱いの禁止」については、国・民間事業者を問わず法的義務としていますが、「合理的配慮」の提供については、民間事業者は努力義務とされたものの、実効性を確保するため、主務大臣に報告徴収及び助言・指導、勧告の行政処置が規定されています。また、報告の求めに応じない場合や虚偽の報告した場合は、過料が科される等の罰則規定も盛り込まれました。

今後は、平成 28 年 4 月からの施行に向けて、政府において基本方針が策定され、本基本方針が策定され、本基本方針に即して、対応要領や対応指針が示されることとなっております。詳細はこちらです。→<http://www8.cao.go.jp/shougai/kaisyuhouan-anbun.html>

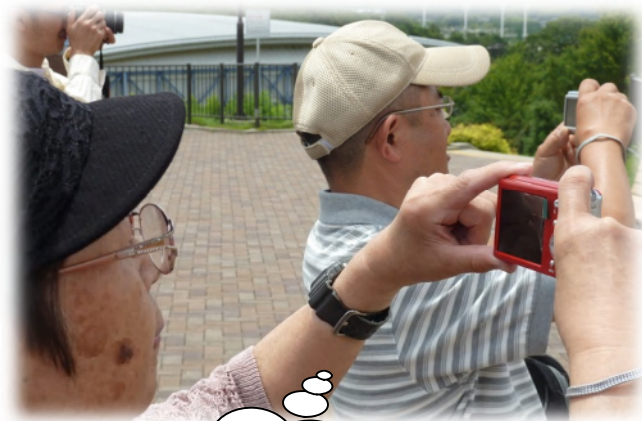
【東区から】

(平成 25 年ピアサポート事業の 'ひとコマ' より)

平成 25 年 6 月 22 日 (土) モリコロパークにて



はじめは、先生からズームの使い方や構図の説明を受けました。



想いを形に出来たかな？



蓮の花は、こう撮るべし!!



自宅に歯医者さんが
きてくれます



【医療から】

☆訪問歯科さんのご紹介☆

(平成25年8月20日、

中部経済新聞より抜粋)

メディカルプラスは、歯科医療を経営する医療法人光煌会のグループ会社。訪問歯科診療は、提携先の施設に毎週1回、歯科医師や歯科衛生士を派遣。高齢者の歯科検診や歯磨き指導、入れ歯の調整や歯の詰め物処理など一般歯科治療を行うほか、介護スタッフや高齢者の家族らを対象にした口腔疾病の予防セミナーも開く。

歯周病や口内の乾きなどの口腔トラブルは、認知症の進行や肺炎などの病気を引き起こす原因にもつながる。介護スタッフ不足や医療知識不足などで、入居者の口腔ケアに十分な対応が出来ない施設の要望にこたえている。

訪問歯科は、誰が利用できますか？

メディカルプラスさんへの質問コーナー

訪問車→



Q1/ 訪問歯科は、誰が利用できますか？要支援1~2

A1/ 要介護1~5、障害者などの方が、ご利用いただけます。

Q2/ 歯科医院に行ったことがなくても来てくれますか？

A2/ 歯科医院に一度も行ったことがなくても、ご利用いただけます。訪問日時は、お電話でご都合のいい日をご相談させていただきます。(予約制) TEL0120-758-418

Q3/ 家が広くないのですが、問題はないですか？

A3/ 診療は、椅子かベットの上で行います。二~三畳ほどのスペースがあれば大丈夫です。

Q4/ 訪問歯科診療を受けるには、どのような準備が必要ですか？

A4/ 訪問の際、保険証・おくすり・手帳を確認させていただきます。

Q5/ 医療費はいくらぐらいかかりますか？

A5/ まず、福祉医療費給付制度・障害者医療費助成制度のいずれかの制度を活用いただける方は、医療費の自己負担はございません。保険内診療で医療費自己負担1~3割の方は、治療内容にもよりますが、一回の訪問における自己負担額は、500円~3000円程度です。(詳細はお電話にてご相談下さい)

※医療費以外の費用(交通費など)を請求することはありません。

Q6/ 自宅に駐車場がないのですが、それでも訪問してくれますか？

A6/ 駐車場がなくても大丈夫です。ご安心ください。

Q7/ どんな治療をしてくれますか？

A7/ 入れ歯の修理・作成・口腔ケア・口腔リハビリ(誤嚥性肺炎予防や嚥下機能維持・向上)歯周病予防・治療抜歯・簡単な虫歯治療などです。

Q8/ 1回で終わりますか？

A8/ 治療を止めるのを決めるのは、本人の意思です。基本的な訪問診療の流れは、電話相談→電話予約→初回訪問(検診・治療計画の説明)→次回訪問(治療スタート)~治療終了→定期訪問(口腔ケア・口腔リハビリ)となります。都度、治療内容・治療期間・治療費など、ご相談しながら進めてまいります。

◆本件に関するお問い合わせ先◆

医療法人光煌会 いい歯科のせ診療所

TEL0120-758-418

住所 名古屋市西区枇杷島3-28-23

【全国から】

「障害者優先調達推進法」という法律ができたのをご存知でしょうか？この法律、正式名称は、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」です。この制度は、国や地方公共団体、独立行政法人などの公的機関が率先して、障害者就労事業所等から物品やサービスを優先的・積極的に購入し需要の増進を図ることを推進するために、必要な措置を定めたものです。平成24(2012)年6月に成立し、平成25(2013)年4月から施行されています。

